

別表第2(第2条、第3条関係)

区域外就学許可基準

区分	許可基準	指定学校の変更後に就学する学校	指定学校の変更の期間	添付書類
1 転出	市外に転出したことにより就学する学校が変更になる場合	従前から通学していた学校	年度末まで	
2 転入予定	市内に転入することが明確である場合	転入予定地の指定学校	転入まで	建築請負契約書及び建築確認申請書の写し又は転居予定の事実が確認できる書類
3 保護者の就労事情	登下校に際して、保護者が就労等により保護できないため小学生児童を親族(児童からみて3親等以内の親族をいう。)の家に預ける場合	預け先住所地の指定学校	卒業まで	就労証明書または就労証明書(自営業等)、及び保育証明書
4 いじめや不登校への対応	いじめや不登校などの理由で住所地の指定学校への通学が困難な場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	
5 小学校から中学校への進学	本表区分3または4の理由により小学校卒業までの間指定学校変更の許可を受けている児童が、引き続き同学区の中学校に進学を希望する場合	小学校学区と同学区の中学校	卒業まで	
6 病弱、身体の障害等	児童生徒が通院治療を要する場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	医師の診断書
7 特別支援学級	転出先の指定学校に特別支援学級がないために、従前から在籍する特別支援学級の設置された学校への通学を希望する場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	
8 その他の事情	やむを得ない事情があると認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	教育委員会が必要とする書類